

葉山町消防団条例の一部を改正する条例

葉山町消防団条例（昭和35年葉山町条例第261号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和6年11月27日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

特定の消防事務に従事する機能別団員制度の導入に伴い、所要の改正を行うため提案するものです。

			長	団員		長			の基本 団員	
本団	1	2	6	27						
第1 分団					1	1	2	4	114(24)	198
第2 分団					1	1	2	4		
第3 分団					1	1	2	4		
第4 分団					1	1	2	4		
第5 分団					1	1	2	4		
第6 分団					1	1	2	4		

備考 1 ()内の人数は、第14条第2項に規定するポンプ操縦員とし、その他の基本団員を兼ねるものとする。

2 各分団におけるその他の基本団員の数は、定数を超えない範囲内で調整することができるものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

職	本団				分団					
	団長	副団長	本団部長	機能別団員	分団長	副分団長	部長	班長	その他の基本団員	ポンプ操縦員
年額	92,000 円	72,000 円	38,000 円	10,000 円	56,000 円	47,000 円	38,000 円	37,000 円	36,500 円	23,000 円

別表第3中「訓練出動」を「訓練等出動」に改める。

別表第4中「その他の団員」を「その他の団員及び機能別団員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(葉山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)
- 2 葉山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年葉山町条例第24号)の一部を次のように改正する。
第2条中「消防団員として」を「消防団員(葉山町消防団条例(昭和35年葉山町条例第261号)第3条の2第2号に規定する機能別団員を除く。)で非常勤の者(以下「非常勤消防団員」という。)として」に改める。

条例の概要

題名

葉山町消防団条例の一部を改正する条例

1 趣旨

特定の消防事務に従事する機能別団員制度の導入に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1) 本団に機能別団員を置くこととし、その定数を27人とするものとした。
- (2) 機能別団員に年額報酬及び出動報酬を支給することとした。また、他の団員との均衡を勘案して、退職報償金は支給しないものとした。
- (3) 消防団員に係る欠格条項を定めるものとした。
- (4) 消防団長等に欠員が生じた場合、新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間とするものとした。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

葉山町消防団条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町消防団条例 昭和35年1月11日条例第261号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定数、任用、給与、分限、懲戒、服務及びその他身分の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第3条 団員の定数は198人とし、その内訳は別表第1のとおりとする。</p> <p><u>(団員の種類)</u></p> <p>第3条の2 団員の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 基本団員（次号の機能別団員以外の団員をいう。）</p> <p>(2) 機能別団員（町長が定める特定の消防事務に従事する団員をいう。）</p> <p>(任命)</p> <p>第4条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき、町長が、<u>団長以外の団員</u>は団長が次の各号の資格を有する者の中より町長の承認を得て任命する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(欠格条項)</u></p> <p>第4条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(2) <u>第8条第1項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p>	<p>○葉山町消防団条例 昭和35年1月11日条例第261号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務及びその他身分の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第3条 団員の定数は198人とし、その内訳は別表第1のとおりとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(任命)</p> <p>第4条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき、町長が、<u>その他の団員</u>は団長が次の各号の資格を有する者の中より町長の承認を得て任命する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</u> (任期)</p> <p>第5条 団長、副団長、本団部長、分団長、副分団長、部長及び班長<u>(以下次項において「団長等」という。)</u>の任期は、2年とする。ただし、重任することを妨げない。</p> <p><u>2 団長等に欠員が生じ、新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (分限)</p> <p>第7条 団長は、団員が次の各号の一に該当する場合には、その意に反して、降任し、又は免職することができる。 (1)～(3) (略) (4) 職制又は<u>定数</u>の改廃により、過員を生じたとき。</p> <p>第11条 <u>基本団員</u>であって10日以上居住地をはなれる場合は、団長にあっては町長に、<u>団長以外の基本団員</u>にあっては、団長に届出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることができない。 (報酬)</p> <p>第14条 <u>団員には、職に応じた年額報酬及び出動報酬を支給する。</u></p> <p><u>(1) 年額報酬は、別表第2に定める額とする。</u> <u>(2) 出動報酬は、別表第3に定める額とする。</u></p> <p>2 (略) (費用弁償)</p> <p>第15条 団員が公務のため出張したときは、別表第4に定める旅費を費用弁償として支給する。</p>	<p>(任期)</p> <p>第5条 団長、副団長、本団部長、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は、2年とする。ただし、重任することを妨げない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(分限)</p> <p>第7条 団長は、団員が次の各号の一に該当する場合には、その意に反して、降任し、又は免職することができる。 (1)～(3) (略) (4) 職制又は<u>定員</u>の改廃により、過員を生じたとき。</p> <p>第11条 <u>団員</u>であって10日以上居住地をはなれる場合は、団長にあっては町長に、<u>副団長又はその他の者</u>にあっては、団長に届出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることができない。 (報酬)</p> <p>第14条 <u>団員には、階級に応じ別表第2に定める年額報酬を、災害、警戒及び訓練の職務に従事する場合においては、別表第3に定める出動報酬を支給する。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>2 (略) (費用弁償)</p> <p>第15条 団員が公務のため出張したときは、別表第4に定める旅費を費用弁償として支給する。</p>

改正後										
2 前項に定めるもののほか、団員に支給する旅費については、団長及び副団長は葉山町職員旅費支給条例（昭和31年葉山町条例第205号）における行政職（一）6級の職員、分団長及び副分団長は行政職（一）5級の職員、本団部長、部長及び班長は行政職（一）3級の職員、 <u>その他の基本団員及び機能別団員</u> は行政職（一）1級の職員に支給する旅費の例による。										
3 （略）										
別表第1（第3条関係）										
	本団				分団				計	
	団長	副団長	本団部長	機能別団員	分団長	副分団長	部長	班長		その他の基本団員
本団	1	2	6	27						198
第1分団					1	1	2	4	114(24)	
第2分団					1	1	2	4		
第3分団					1	1	2	4		
第4分団					1	1	2	4		
第5分団					1	1	2	4		
第6分団					1	1	2	4		
備考 1 （ ）内の人数は、第14条第2項に規定するポンプ操縦員とし、 <u>その他の基本団員</u> を兼ねるものとする。										
2 各分団における <u>その他の基本団員</u> の数は、定数を超えない範囲内で調整することができるものとする。										

改正前									
2 前項に定めるもののほか、団員に支給する旅費については、団長及び副団長は葉山町職員旅費支給条例（昭和31年葉山町条例第205号）における行政職（一）6級の職員、分団長及び副分団長は行政職（一）5級の職員、本団部長、部長及び班長は行政職（一）3級の職員、 <u>その他の団員</u> は行政職（一）1級の職員に支給する旅費の例による。									
3 （略）									
別表第1（第3条関係）									
	本団			分団				計	
	団長	副団長	本団部長	分団長	副分団長	部長	班長		その他の団員
本団	1	2	6						198
第1分団				1	1	2	4	141(24)	
第2分団				1	1	2	4		
第3分団				1	1	2	4		
第4分団				1	1	2	4		
第5分団				1	1	2	4		
第6分団				1	1	2	4		
備考 1 （ ）内の人数は、第14条第2項に規定するポンプ操縦員とし、 <u>その他の団員</u> を兼ねるものとする。									
2 各分団における <u>その他の団員</u> の数は、定数を超えない範囲内で調整することができるものとする。									

改正後											改正前																			
別表第2 (第14条関係)											別表第2 (第14条関係)																			
職	本団				分団						その他 の基本 団員	ポンプ 操縦員	階 級	本団			分団													
	団長	副団長	本団部 長	機能別 団員	分団長	副分団 長	部長	班長	分団長	副分団 長				部長	班長	その他 の団員	ポンプ 操縦員	団長	副団長	本団部 長	分団長	副分団 長	部長	班長	その他 の団員	ポンプ 操縦員				
年 額	92,000 円	72,000 円	38,000 円	10,000 円	56,000 円	47,000 円	38,000 円	37,000 円	36,500 円	23,000 円	年 額	92,000 円	72,000 円	38,000 円	56,000 円	47,000 円	38,000 円	37,000 円	36,500 円	23,000 円	年 額	92,000 円	72,000 円	38,000 円	56,000 円	47,000 円	38,000 円	37,000 円	36,500 円	23,000 円
別表第3 (第14条関係)											別表第3 (第14条関係)																			
区分		1日当たりの金額									区分		1日当たりの金額																	
災害出動 (4時間未満)		4,000円									災害出動 (4時間未満)		4,000円																	
災害出動 (4時間以上)		8,000円									災害出動 (4時間以上)		8,000円																	
警戒出動		3,000円									警戒出動		3,000円																	
訓練等出動		3,000円									訓練出動		3,000円																	
備考 (略)											備考 (略)																			
別表第4 (第15条関係)											別表第4 (第15条関係)																			
区分	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	区分	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	区分	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	区分	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)															
団長及び副団 長	実費	1,900円	12,000円	団長及び副団 長	実費	1,900円	12,000円	分団長及び副 分団長	〃	1,600円	11,000円	分団長及び副 分団長	〃	1,600円	11,000円															
本団部長、部 長及び班長	〃	1,500円	11,000円	本団部長、部 長及び班長	〃	1,500円	11,000円	その他の基本 団員及び機能 別団員	〃	1,400円	11,000円	その他の基本 団員	〃	1,400円	11,000円															

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(葉山町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)
- 2 葉山町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年葉山町条例第24号）の一部を次のように改正する。
第2条中「消防団員として」を「消防団員（葉山町消防団条例（昭和35年葉山町条例第261号）第3条の2第2号に規定する機能別団員を除く。）
で非常勤の者（以下「非常勤消防団員」という。）として」に改める。

葉山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 昭和39年5月28日条例第24号 (退職報償金の支給額)</p> <p>第2条 退職報償金は、<u>消防団員</u>（葉山町消防団条例（昭和35年葉山町条例第261号）第3条の2第2号に規定する機能別団員を除く。）で非常勤の者（以下「<u>非常勤消防団員</u>」という。）として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）別表（備考を除く。）に掲げる額を支給する。</p>	<p>○葉山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 昭和39年5月28日条例第24号 (退職報償金の支給額)</p> <p>第2条 退職報償金は、<u>消防団員</u>として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）別表（備考を除く。）に掲げる額を支給する。</p>